

地域密着型サービス事業の概要

資料 4

1 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護		2 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護		3 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	
(1) 認知症対応型通所介護とは 認知症である者を対象として、デイサービスセンターに通所し、入浴排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。		(1) 認知症対応型共同生活介護とは 要介護者・要支援者(要支援1は除く)であって認知症である者について、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行う。		(1) 小規模多機能型居宅介護とは 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「通い」を中心として、要介護者・要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するもので、日常生活の世話及び生活機能訓練を行うことをいう。	
利用者	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	要介護 1～5 要支援 1・要支援 2	利用者	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5 要支援 2
(2) 事業所の種類		(2) 指定基準の概要		(2) 指定基準の概要	
認知症対応型通所介護	単独型 併設型 共用型	利用定員 12人以下 利用定員 3人以下	介護従業者	・利用者3人に対し、1人以上 (うち1人以上は常勤) ・夜間は夜勤1人以上	① 人員に関する基準
※ 単独型…併設型ではない事業所			管理者	・管理者は、認知症介護に関する専門的な知識及び経験を有し、認知症高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの ・常勤 1人(兼務可)	② 指定基準の概要
※ 併設型…特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院・その他社会福祉法に規定する社会福祉施設・特定施設に併設する事業所			計画作成担当者	・計画作成担当者は、事業所ごとに介護支援専門員を少なくとも1人以上配置する。2人以上配置する場合は、1人が介護支援専門員であれば、その他の計画作成に関し実務経験を有する者でも可 ・厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	① 人員に関する基準
※ 共用型…指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定地域密着型特定施設・指定地域密着型介護老人福祉施設において、行われるもの。			代表者	・厚生労働大臣が定める研修等を修了しているもの	② 指定基準の概要
(3) 主な指定基準		※ 代表者・管理者及び計画担当作成者は、その資質を確保するため厚生労働大臣が定める研修を修了していること		② 設備に関する基準	
① 人員基準 単独型・併設型		ア 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下(単位は「ユニット」。) イ 居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備等その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備 ウ 居室は原則個室とし、居室の面積は、7.43m ² (4.5畳)以上とすること エ 利用者の家族や住民との連携、交流の機会が確保される地域に立地すること		ア 1事業所当たりの登録定員 29人以下 イ 「通い」1日当たり定員 登録定員の1/2～18名以下 ウ 「泊まり」の1日当たりの定員 通いの利用定員の1/3～9名以下 エ 複数の小規模多機能事業所の利用は認められない オ 居間及び食堂を合計した面積は、通いの利用定員1人当たり3m ² 以上とすること カ 宿泊室の利用定員は1人とし、床面積は、7.43m ² 以上とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められた場合は、2人とができる キ 宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになつていれば、宿泊専用の個室がない場合であつても差し支えない	
② 設備基準(単独型・併設型)		ア 事務所 イ 相談室 ウ 食堂 エ 機能訓練室 オ 静養室 カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キ その他必要な設備や備品		ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ ハラスメント対策の強化 コ 高齢者虐待防止の推進	
③ 運営に関する基準(主な事項)		ア 入退居 イ 介護等 ウ 社会生活上の便宜の提供等 エ 調査への協力等 オ 管理者による管理 カ 認知症対応型共同生活介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ ハラスメント対策の強化 コ 高齢者虐待防止の推進		ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの報告 オ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 カ 小規模多機能型居宅介護計画の作成 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 居宅サービス計画の作成 コ 介護等 サ 身分を証する書類の携行 シ 社会生活上の便宜の提供等 ス 調査への協力等 セ 居住機能を担う併設施設等への入居 ソ ハラスメント対策の強化 タ 高齢者虐待防止の推進	

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 の 概 要

4 夜間対応型訪問介護		5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護																										
(1) 夜間対応型訪問介護とは 要介護状態となった場合、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間の定期的な巡回または通報により居宅を訪問し、排せつ介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間安心して生活を送ることができるようにするための援助を行う。	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは 入居定員29人以下で、要介護者が入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。	(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護とは 有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の援助を行う。																											
利用者 要介護 1~5	利用者 要介護 1~5	利用者 要介護 1~5																											
(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準	(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準	(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準																											
訪問介護員等の員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">オペレーションセンター従業者</td> <td>ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護士等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。</td> </tr> <tr> <td>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</td> <td>交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</td> </tr> <tr> <td>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</td> <td>提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。 ※支障がない場合はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員との兼務可能</td> </tr> </table>	オペレーションセンター従業者	ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護士等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。 ※支障がない場合はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員との兼務可能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護職員・看護職員</td> <td>ア 介護・看護職員の総数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>栄養士又は管理栄養士</td> <td>1人以上(他施設等と連携を図り、支障がなければ配置しなくても可)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</td> </tr> </table>	介護職員・看護職員	ア 介護・看護職員の総数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤	栄養士又は管理栄養士	1人以上(他施設等と連携を図り、支障がなければ配置しなくても可)	機能訓練指導員	1人以上	介護支援専門員	専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護職員・看護職員</td> <td>ア 合計数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員の数／常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数／常に1人以上確保(1人以上は常勤)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1人以上(他の職務も従事可)</td> </tr> <tr> <td>計画作成担当者</td> <td>介護支援専門員／専従常勤で1人以上</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</td> </tr> </table>	介護職員・看護職員	ア 合計数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員の数／常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数／常に1人以上確保(1人以上は常勤)	機能訓練指導員	1人以上(他の職務も従事可)	計画作成担当者	介護支援専門員／専従常勤で1人以上	管理者	専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)				
オペレーションセンター従業者	ア 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーター(看護士等)が1人以上確保されること。 イ 利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1人以上確保されること。																												
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情・訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上																												
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。 ※支障がない場合はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員との兼務可能																												
介護職員・看護職員	ア 介護・看護職員の総数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員/1人以上で1人以上は常勤(サテライト型は常勤でなくても可) ウ 介護職員のうち1人以上は常勤																												
栄養士又は管理栄養士	1人以上(他施設等と連携を図り、支障がなければ配置しなくても可)																												
機能訓練指導員	1人以上																												
介護支援専門員	専従常勤で1人以上(入所者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)																												
介護職員・看護職員	ア 合計数／常勤換算方法で入所者3人にに対し1人以上 イ 看護職員の数／常勤換算方法で常勤1人以上(1人以上は常勤) ウ 介護職員の数／常に1人以上確保(1人以上は常勤)																												
機能訓練指導員	1人以上(他の職務も従事可)																												
計画作成担当者	介護支援専門員／専従常勤で1人以上																												
管理者	専従常勤(管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)																												
管理者	専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	(2) 設備に関する基準																											
② 設備に関する基準																													
設備・備品等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。</td> <td>ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状</td> </tr> <tr> <td>イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に通報を受けられる通信機器等備える。</td> <td>イ 床面積 2m²にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える</td> </tr> <tr> <td>ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。</td> <td>浴 室 洗面設備 便 所 医 务 室 廊 下 幅 消火設備等</td> </tr> </table>	ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。	ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状	イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に通報を受けられる通信機器等備える。	イ 床面積 2m ² にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える	ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。	浴 室 洗面設備 便 所 医 务 室 廊 下 幅 消火設備等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ア 共同生活室(ユニット型)</td> <td>ア ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける</td> </tr> <tr> <td>ア 居室(ユニット型)</td> <td>ア 入所者1人当たりの床面積 10.65m²以上 イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける</td> </tr> <tr> <td>ア 共同生活室(ユニット型)</td> <td>ア 共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2m²にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える</td> </tr> <tr> <td>ア 浴室</td> <td>要介護者が入浴するのに適したもの</td> </tr> <tr> <td>ア 洗面設備</td> <td>ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの</td> </tr> <tr> <td>ア 便所</td> <td>ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける</td> </tr> <tr> <td>ア 医務室</td> <td>診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)</td> </tr> <tr> <td>ア 廊下幅</td> <td>1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)</td> </tr> <tr> <td>ア 消火設備等</td> <td>非常災害に際して必要な設備を設ける</td> </tr> </table>	ア 共同生活室(ユニット型)	ア ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける	ア 居室(ユニット型)	ア 入所者1人当たりの床面積 10.65m ² 以上 イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける	ア 共同生活室(ユニット型)	ア 共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2m ² にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える	ア 浴室	要介護者が入浴するのに適したもの	ア 洗面設備	ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの	ア 便所	ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける	ア 医務室	診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)	ア 廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)	ア 消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ア 設備・備品等</td> <td>ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける</td> </tr> </table>	ア 設備・備品等	ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける
ア 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。	ア いずれかのユニットに属し、入居者が交流し共同で日常生活を営む場所として相応しい形状																												
イ 利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるようオペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に通報を受けられる通信機器等備える。	イ 床面積 2m ² にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える																												
ウ 利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布する。	浴 室 洗面設備 便 所 医 务 室 廊 下 幅 消火設備等																												
ア 共同生活室(ユニット型)	ア ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける																												
ア 居室(ユニット型)	ア 入所者1人当たりの床面積 10.65m ² 以上 イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける																												
ア 共同生活室(ユニット型)	ア 共同で日常生活を営む場所として相応しい形状 イ 床面積 2m ² にユニットの入居定員を乗じた面積以上 ウ 必要な設備・備品を備える																												
ア 浴室	要介護者が入浴するのに適したもの																												
ア 洗面設備	ユニット型は居室または共同生活ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの																												
ア 便所	ア ユニット型は居室または共同生活室ごと イ ブザーまたはこれに代わる設備を設ける																												
ア 医務室	診療所(サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品・医療機器を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設ける)																												
ア 廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)																												
ア 消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける																												
ア 設備・備品等	ア 耐火建築物または準耐火建築物 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける ウ 一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有する エ 介護居室 ・定員 / 1人 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・地下階に設けない ・出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設ける																												
③ 運営に関する基準(主な事項)																													
	<p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 夜間対応型訪問介護計画の作成 コ 同居家族への提供の禁止 サ 身分を証する書類の携行 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進</p>	<p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア 入退所 イ 食事 ウ 相談・援助 エ 入所者の入院期間中の取扱い オ 計画担当介護支援専門員の債務 カ 健康管理 キ その他必要な事項 ク ハラスメント対策の強化 ケ 高齢者虐待防止の推進</p>	<p>③ 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア 内容・手続の説明及び契約の締結等 イ 提供の開始等 ウ 法定代理受理サービスの利用者の同意 エ サービスの提供の記録 オ 利用料等の受領 カ 特定施設サービス計画の作成 キ 介護 ク 機能訓練 ケ 健康管理 コ 相談・援助 サ 家族との連携 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進</p>																										

地域密着型サービス事業の概要

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		8 看護小規模多機能型居宅介護		9 地域密着型通所介護		
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは 要介護状態となった場合、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。	利用者 要介護 1~5	(1) 看護小規模多機能型居宅介護とは 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せによるサービスのこと。訪問看護の基本方針と小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う。 利用者 要介護 1~5	(1) 地域密着型通所介護とは 利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。 利用者 地域密着型通所介護 要介護 1~5			
(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準	訪問介護員等の員数	(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準 ② 指定基準の概要 ③ 運営に関する基準	登録定員 通いサービス 宿泊サービス	(2) 主な指定基準 ① 人員基準 ② 機能訓練指導員		
オペレーター 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 訪問看護サービスを行う看護師等	オペレーター 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 訪問看護サービスを行う看護師等	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。 必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 提供する時間帯を通じて随时訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。 常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。	管理者 代表者 看護職員 介護支援専門員 登録定員 通いサービス 宿泊サービス	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。 必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 提供する時間帯を通じて随时訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。 常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。	(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準 ② 指定基準の概要 ③ 運営に関する基準	
管理者 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)	設備・備品等	ア必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるよう事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に通報を受けられる通信機器等備える。 ウ利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーターに通報できるケアコール端末を配布する。	設備・備品等	ア事務所 イ相談室 ウ食堂 エ機能訓練室 オ静養室 カ消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キその他必要な設備や備品	(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準 ② 機能訓練指導員	
③ 運営に関する基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 身分を証する書類の携行 キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ク サービスの提供の記録 ケ 利用料等の受領 コ 定期巡回・随時対応訪問介護看計画の作成 サ 同居家族への提供の禁止 シ ハラスメント対策の強化 ス 高齢者虐待防止の推進	③ 運営に関する基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 身分を証する書類の携行 オ サービスの提供の記録 カ 利用料等の受領 キ 主治医との関係 ク 居宅サービス計画の作成 ケ 法定代理受領サービスの報告 コ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 サ 看護小規模多機能型居宅介護計画・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 シ 介護等 ス 社会生活上の便宜の提供等 セ 調査への協力等 ソ 居住機能を担う併設施設等への入居 タ ハラスメント対策の強化 チ 高齢者虐待防止の推進	ウとエを合計した面積は、3m ² に利用者定員を乗じて得た面積以上	③ 運営に関する主な基準(主な事項) ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 地域密着型通所介護計画の作成 コ 地域との連携等 サ ハラスメント対策の強化 シ 高齢者虐待防止の推進			